

資料 8

登録経営状況分析機関の登録について

平成 16 年 5 月 12 日

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第 27 条の 23 の規定により経営事項審査を受けなければならないこととされている。経営事項審査は、経営状況、経営規模等を数値により評価することとされており、このうち、経営状況の分析の業務については、従来は指定経営状況分析機関が行ってきたところである。

平成 16 年 3 月 1 日からは、この業務については、国土交通大臣の審査を受けて登録された登録経営状況分析機関が行うこととなった。

今般、申請のあった次の 3 者について、登録の要件、システムの適正性等を審査した結果、全て要件を満たしており、平成 16 年 5 月 12 日（水）付で「登録経営状況分析機関」として登録した。

1. 氏名又は名称：株式会社マネージメント・データ・リサーチ

住 所：東京都新宿区
事務所所在地：熊本県熊本市
代 表 者：吉永 茂
登 錄 番 号：2

2. 氏名又は名称：平田 卓

住 所：東京都世田谷区
事務所所在地：東京都千代田区
登 錄 番 号：3

3. 氏名又は名称：ワイス公共データシステム株式会社

住 所：長野県長野市
事務所所在地：長野県長野市
代 表 者：藤井 正紀
登 錄 番 号：4

なお、従前「指定経営状況分析機関」であった（財）建設業情報管理センターについては、法律の附則により平成 16 年 8 月末までは、登録されたものとして見なされることとなる（登録番号：1）ので、引き続き経営状況分析業務を行うこととなってい る。

経営状況分析機関の登録制度について

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法（以下「法」という。）第27条の23の規定により経営事項審査を受けなければならないこととされている。経営事項審査は、経営状況、経営規模等を数値により評価することとされており、このうち、経営状況の分析の業務については、従来は指定経営状況分析機関が行ってきたが、平成16年3月1日からは、国土交通大臣の審査を受けて登録された登録経営状況分析機関が行うこととなった。

経営事項審査は公共工事の発注者の入札参加資格者選定に幅広く活用されるなど建設業者を評価する重要な制度である。建設工事の適正な施工を確保するためには、その審査基準の統一を図り、信頼性のある情報を提供することが重要であり、特に経営状況分析については、財務諸表等に計上された各勘定科目等の金額を基に経営状況分析の結果（12指標）を正確かつ迅速に算出するだけでなく、その基となる財務諸表等の金額そのものが真正なものであるかについても厳格に審査する必要がある。この点は、平成16年3月1日以降、登録経営状況分析機関が経営状況分析を行うこととなつても変るものではない。

こうした観点から、登録経営状況分析機関に対しては、建設業者から提出された財務諸表等の金額が国土交通大臣の定める基準に照らして真正なものでない疑いがあるときは、国土交通大臣が定める方法によりその内容を確認すること、審査を通じて財務諸表等の金額が適正でないことが判明したときは、建設業者に対して金額の補正を求めるなどを国土交通省令で義務付けた。（なお、国土交通大臣が定める基準及び方法については登録後にあらためて通知する。）また、これらの審査については、その正確性、迅速性、均一性等を確保する観点から、その審査の複雑性に鑑み、システムを用いることを義務付けた。この点、登録の申請があった際には、登録申請者が保有するシステムが国土交通大臣が定める機能を有するかどうかについて、厳格に審査することとなつている。

更に登録経営状況分析機関自らや登録経営状況分析機関を実質的に支配している者が建設業者の申請書等の作成に関与した場合など審査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合（具体的には、代理人として申請を行った場合、財務諸表を作成した場合等）については、登録経営状況分析機関は、その申請について審査を行ってはならないこととされている。

登録経営状況分析の審査については、登録を行った国土交通大臣が厳格に監督する必

要があることから、登録経営状況分析機関が審査を行った全ての建設業者について、審査結果のみならず、財務諸表の真正性に係る審査内容についての詳細な報告を求めることがとし、審査が公正に行われていないこと又は国土交通省令で定める基準に従って行われていないことが発覚した場合などについては、改善命令、登録の取消し等の処分を行うこととしている。

経営事項審査の審査項目及び基準の概要

※1 許可業種別に審査し、総合評点を付与するが、業種ごとに数値が異なる審査項目は下表の網掛け部分である。その他の項目は、一の建設業者全体について審査する事項であるため、業種にかかわらず共通の点数となる。

※2 項目区分ごとの評点については、計算上の最高点・最低点である。

項目区分	審査項目	項目区分ごとの点数	ウェイト
①経営規模 (X ₁ , X ₂)	・完成工事高 (直前2年又は直前3年の平均完成工事高のいずれかを選択した上で業種別に審査)	X ₁ の点数 最高点 (2,000億円以上) (1,000万円未満) 2,565 最低点 569	0.35
	・自己資本額 (120~60点) ・職員数 (60~30点) (平均完成工事高で除した数値を審査) (注)	X ₂ の点数 最高点 954 最低点 118	0.10
②経営状況 (Y)	・売上高営業利益率 ・総資本経常利益率 ・キャッシュフロー対売上高比率 ・必要運転資金月商倍率 ・立替工事高比率 ・受取勘定月商倍率 ・自己資本比率 ・有利子負債月商倍率 ・純支払利息比率 ・自己資本対固定資産比率 ・長期固定適合比率 ・付加価値対固定資産比率	Yの点数 最高点 1,430 最低点 0	0.20
③技術力 (Z)	・技術職員数 (業種別に次のように点数化して審査) (注) 1級国家資格者…5点 2級国家資格者…2点 その他の技術者…1点	Zの点数 最高点 (15,500点以上) (5点未満) 2,402 最低点 590	0.20
④その他の 審査項目 (社会性等) (W)	・労働福祉の状況 (30~0点) ・工事の安全成績 (30~0点) ・営業年数 (30~0点) ・建設業経理事務士等の数 (10~0点)	Wの点数 最高点 967 最低点 0	0.15

(注) 自己資本額

→審査基準日現在の自己資本額又は直前2期の各営業年度末における平均自己資本額のいずれかを選択

職員数、技術職員数→審査基準日現在の職員数、技術職員数又は直前2期の各営業年度末における平均職員数、平均技術職員数のいずれかを選択

$$\boxed{\text{総合評定値 (P) } = 0.35X_1 + 0.10X_2 + 0.20Y + 0.20Z + 0.15W}$$

総合評定値 (P) の点数

最高点	最低点
1,905	329

現在の経営状況分析の12指標

	記号	経営状況分析の指標 ()内はY評点への寄与度)	算出式	上限値	下限値
収益性	X 1	売上高営業利益率 (14.2%)	営業利益／売上高×100	7.4	-9.5
	X 2	<u>総資本経常利益率</u> (8.1%)	経常利益／総資本(2期平均)×100	15.8	-13.1
	X 3	キャッシュ・フロー対売上高比率 (7.1%)	(当期利益±法人税等調整額+当期減価償却実施額+引当金増減額-株主配当金-役員賞与金)／売上高×100	6.7	-7.5
流動性	X 4	必要運転資金月商倍率 (2.6%)	(受取手形+完成工事未収入金+売掛金+未成工事支出金-支払手形-工事未払金-買掛金-未成工事受入金)／(売上高÷12)	-1.6	3.4
	X 5	立替工事高比率 (10.2%)	(受取手形+完成工事未収入金+売掛金+未成工事支出金-未成工事受入金)／(売上高+未成工事支出金)×100	0.0	37.9
	X 6	受取勘定月商倍率 (2.8%)	(受取手形+完成工事未収入金+売掛金)／(売上高÷12)	0.0	4.3
安定性	X 7	<u>自己資本比率</u> (8.9%)	自己資本／総資本×100	68.4	-23.5
	X 8	有利子負債月商倍率 (17.0%)	(短期借入金+マーシャルペーパー+長期借入金+社債+転換社債+新株引受権付社債+受取手形割引高)／(売上高÷12)	0.0	10.8
	X 9	純支払利息比率 (11.3%)	(支払利息-受取利息配当金)／売上高×100	0.0	3.1
健全性	X 10	自己資本対固定資産比率 (3.5%)	自己資本／固定資産×100	529.3	-76.5
	X 11	長期固定適合比率 (9.1%)	(自己資本+固定負債)／固定資産×100	754.5	26.9
	X 12	付加価値対固定資産比率 (5.2%)	(売上高-(材料費+労務費の内訳の労務外注費+外注費))／固定資産(2期平均)×100	1430.6	61.5

(注) · X 4、X 5、X 6、X 8、X 9の5指標については、値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標

· 下線の指標については、従来の経営状況分析において採用されていた指標

(経営状況の評点の算出方法)

$$\text{収益性の点数} = 0.10403 \times X 1 + 0.03219 \times X 2 + 0.06474 \times X 3 - 0.52301$$

$$\text{流動性の点数} = 0.13201 \times X 4 + 0.06263 \times X 5 + 0.16302 \times X 6 - 1.21835$$

$$\text{安定性の点数} = 0.00969 \times X 7 - 0.16104 \times X 8 - 0.36901 \times X 9 + 0.43437$$

$$\text{健全性の点数} = 0.00107 \times X 10 + 0.00229 \times X 11 + 0.00071 \times X 12 - 0.94023$$

$$A \text{ (経営状況点数)} = 0.708 \times \text{収益性の点数} - 0.291 \times \text{流動性の点数} + 0.721 \times \text{安定性の点数} + 0.419 \times \text{健全性の点数} + 0.255$$

Y (経営状況の評点)

$$(法人) \quad Y = 215.3 \times A + 720$$

$$(個人) \quad Y = 215.3 \times A + 420$$